



結婚新生活応援します！

☎ 企画調整課 企画政策係 ☎476-1111 (224)

町内で新たに結婚生活を始めるための新居の家賃や引っ越し費用等の一部を助成します。

【補助対象者】 次に掲げる要件すべてに該当する新婚世帯

- ☑ 1. 令和4年1月1日以降に婚姻届けを提出された夫婦
- ☑ 2. 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ夫婦の合計所得が400万円未満
- ☑ 3. 公的制度による家賃補助を受けていないこと
- ☑ 4. 対象となる住居が町内にあり、対象となる住居に夫婦の住所があること
- ☑ 5. 世帯員全員に市区町村民税の滞納がないこと
- ☑ 6. 家賃を滞納していないこと
- ☑ 7. 住居費について、本町が行う他の補助制度の対象とならないこと

【補助対象経費】

結婚を機に取得した新居の購入費又はリフォーム費^{※1}、家賃(1か月分)、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、新居への引越費用(引越業者、運送業者に限る)

※1…空き家等でなくても対象となる

【補助金額】 住居費と引越費用を合わせた額とし、 1世帯当たり**上限30万円**



住宅の新築、購入に助成します

☎ 企画調整課 企画政策係 ☎476-1111 (224)

町内に定住するために住宅を新築または購入した方に、取得に要した経費の一部を助成します。

【補助対象者】 令和4年4月1日以降に新築住宅または中古住宅を取得し、世帯責任者の年齢が住宅の取得日時点において、65歳未満である者

【補助要件】 ※建て替えとみなされる場合は対象外となります

- ☑ 1. 申請前1年以内に住宅を取得すること
- ☑ 2. 取得した住宅に引き続き5年以上居住する意思があること
- ☑ 3. 居住地の自治公民館に加入すること
- ☑ 4. 世帯員全員が市区町村民税等に滞納がないこと
- ☑ 5. 本町が行う他の補助制度の対象とならないこと

【補助金額】 住宅の取得経費の総額の5分の1を助成します。 ただし、補助限度額は下記のとおりです(最大310万円)。

基本額	リサイクル協力金相当を含む	1世帯につき	100万円
	子育て世帯加算金	義務教育終了前の子が1人 義務教育終了前の子が2人以上	25万円 50万円
加算金	町内業者施工加算金(新築に限る)	1世帯につき	100万円
	高断熱加算金	外皮平均熱貫流率(UA値)が0.60以下 外皮平均熱貫流率(UA値)が0.46以下	25万円 50万円
	引越祝加算金	町外からの転入 町内からの転居	10万円 5万円